

意見陳述・令和6年5月20日 弁護士 田辺保雄

結審にあたり、一審原告代理人らから、意見を述べます。

責任、因果関係、損害の観点から、それぞれ、裁判所が判断されるにあたって、ご留意頂きたいことを述べ、最後に裁判所が判断対象とされる避難者という存在について意見を述べます。

まず責任原因です。

裁判所もご存じの通り、原賠法によって原子力損害については、無過失で賠償義務を負うことが定められています。

国賠法上の判断などせずとも東京電力から金銭賠償はなされるわけですから、どうしてこのように手間のかかる判断を迫られているのか、裁判所は、疑問に思われるかも知れませんので、一言、ご説明します。

それは、真の被害回復には、ただ単に金銭賠償されるだけでなく、避難者には住居提供等の避難継続のための支援、継続的な健康管理、さらには、いわゆる自主的避難者に対する差別的な取扱いの解消等が必要だからです。

ちなみに、今、指摘した点は、いずれも国連特別報告者の報告書や、U P R手続きにおける各国からの勧告などに含まれています。

政府が、避難者が置かれた過酷な状況について、自らの責任を自覚し、その罪を償うという観点なくして、真の意味での避難者の被害回復は達成できません。

そのために、一審原告が、あえて困難な道を選んだことをご理解下さい。

その上で、本件と同様の集団訴訟において、令和4年6月17日、最高裁が示し

た判決についても、意見を述べます。

裁判所が国の責任について判断される際、最高裁の判断内容を意識されることはある意味、当然であると承知しています。

ここでは最高裁判決の不当性を述べることは致しません。それについては、すでに弁論で主張しました。

ただ、裁判所が判断する際に参考するべき、最高裁判例が示す規範内容は、いつたいどの判断についてのものであるか、という点については、十分な吟味をされることを期待しています。

また、その際、IAEAのセイフティガイドラインの持つ意味合いについては、裁判所もご判断されることと思います。

この論点については、各地の裁判所で主張が出ていますが、条約上の位置付けについての多角的な検討、インドで開催された国際フォーラムでなされたIAEAの講演内容、そして、その後に国が溢水勉強会前に立てた方針など、他の裁判所での判決書をみる限り、有機的な理解がなされてこなかったことが分かります。

この訴訟では、こうした点について、納得できるご判断が示されることを私たちは期待しています。

次に因果関係です。

いわゆる自主的避難者に関する避難の相当性は、原賠審の中間指針追補でも、せいぜい平成23年中にしか認められていないのが現状です。

しかし、実際には、一番原告を含め、現在に至るまで避難を継続されている方が

多いのも事実です。

こうした自主的避難者は、通常人の感覚から逸脱した存在なのでしょうか。

自分たちの権利が侵害されようとしている、そう思うからこそ、避難者は避難をしたのだと理解しています。

その権利について、一番原告は、国際人権という観点から説明しました。

私たちは、裁判所に政策判断を求めていたのではありません。

権利擁護という観点から、裁判所には、ご判断を頂きたいと願っています。

次に損害についてです。

避難者の被害を考える上で、知っておいて頂きたいことがあります。

それは、避難者が、自らの損害を明快に言語化することは、極めて困難だということです。

現実に、避難者は、言葉にすることことができたとしても、その被害すべてを公開の法廷に出すことを望まないことすらあります。

子どもの尿からセシウムが検出したと知った時、親は、それを語ることができません。

子どもが、PTSDで人生に希望を失ってしまったとき、親は、それを語ることができません。

加えて、避難者は、加害者から賠償されず、周囲から理解されず、自分が悪かったのかもしれないと自問自答しながら、この13年間を生きてきました。

被害を否認されて、その被害の中に生きることの辛さは、私たちには想像すらできません。

私たちだけでなく、当事者である避難者自身も、そのことに気付くことなく、避

難を生きているのかもしれません。

しかし、まったく判断の手がかりがないわけではありません。

陳述書に書かれたさりげない一行、専門家意見書にある PTSD の知見など、私たちが、その認知能力を最高度に高めれば、避難者の苦難は、容易に記録から読み取れるものと思います。

この小さな手がかりをしっかりと掴みとり、他人の苦しみを思いやる能力によって、私たちは、避難者の被害をしっかりと認識することができます。

私たち一審原告弁護団は、これまで裁判所にお示ししてきた証拠と主張に基づいて、裁判所に避難者の労苦を掬い取って頂くことを切に期待しています。

最後に避難者という存在について、一言、申し上げます。

「いつまで避難しているの」

近年、こういう言葉が、自主的避難者に投げかけられ、そう問い合わせることに人々が違和感を持たなくなりました。

事故から 13 年の月日が流れたことによるものです。

そして、これこそが、避難者の被っている被害の本質です。

被害を忘れ去られ、なかつたことにされているのです。

事故の影響を受けなかった人にとっては、記憶の彼方となってしまった原発事故ですが、避難者にとっては、片時も忘れることはできません。日々の苦難は、その事故に起因しているからです。

そして、この 13 年間、支援も賠償も謝罪も受けることなく、避難者は、過酷な日々を過ごしてきました。

このことは、避難できずにもとの地域に留まった人にも、やむを得ず避難をやめ

て地元に帰った人についても同様です。

この一審原告が平成23年3月11日から今日まで、どういう思いで生活をしてきたのかを私たちは知つておく必要があります。

そのことを、裁判所には忘れて頂きたくありません。

以上、裁判所にご留意頂きたい点を意見として申し述べました。

法廷において、正当な権利が守られますことを期待しております。